

参照条文集

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（抄）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

※掲載している条文は全て令和二年七月一日時点のものである。

（試験時間中に、この条文を適宜参照してよい。）

○新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型コロナウイルスエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に関する計画、新型コロナウイルスエンザ等の発生時における措置、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置その他新型コロナウイルスエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型コロナウイルスエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型コロナウイルスエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルスエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(新型コロナウイルスエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型コロナウイルスエンザ等(国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。)が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(以下「新型コロナウイルスエンザ等緊急事態」という。)が発生したと認めるときは、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(第五項及び第三十四条第一項において「新型コロナウイルスエンザ等緊急事態宣言」という。)をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置(第四十六条の規定による措置を

除く。)を実施すべき区域

三 新型コロナウイルスエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型コロナウイルスエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態宣言をした後、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態解除宣言(新型コロナウイルスエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)をし、及び国会に報告するものとする。

6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型コロナウイルスエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型コロナウイルスエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

2 4 「略」

(感染を防止するための協力要請等)

- 第四十五条** 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。
- 2 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

※ 指示に従わない場合について特措法は罰則等の定めを置いていない。

○新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）（抄）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設

は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一～十 [略]

十一 キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二・十三 [略]

十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものうち、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型コロナウイルス等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするとき

は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

※施行令第十一条第一項第十一号に掲げる施設は、同条第十四号の施設として定められていたものとする。

（感染の防止のために必要な措置）

第十二条 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 新型コロナウイルスエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- 二 発熱その他の新型コロナウイルスエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

- 三 手指の消毒設備の設置
- 四 施設の消毒

五 マスクの着用その他の新型コロナウイルスエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

六 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルスエンザ等緊急事態において、新型コロナウイルスエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

※施行令第十二条第六号の措置の一つとして、入場者等に対する酒類の提供の制限が定められていたものとする。

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

二 〽五 〔略〕

2 〽13 〔略〕

（報告及び立入り）

第三十七条 〔略〕

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一 風俗営業の営業所

二 〽七 〔略〕

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 〽六 〔略〕

七 第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者